

## 第4回 (仮称) 練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会 会議要録

- 1 日時 令和4年7月28日(木) 10時～11時30分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員(委員長)、廣田委員、石塚委員、太巻委員、渡部委員、田村委員、  
岩橋委員、襲田委員、河原委員、阿子島委員、関委員、月橋委員  
区側：情報公開課長、事務局職員
- 4 傍聴人 3人
- 5 配付資料  
【資料1】【資料2】 前回の論点整理と確認  
【資料3-1】【資料3-2】 報告書(案)  
【資料4】 条例制定までのスケジュール(予定)
- 6 会議の概要  
(1) 前回の論点整理と確認  
(2) 報告書(案)  
(3) 今後のスケジュール

### 7 発言内容

(以下敬称略)

(委員長)	<p>本日はお忙しいところ、また暑い中、お集まりいただき誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから、第4回(仮称)練馬区個人情報保護法施行条例検討委員会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>はじめに、事務局から事務連絡があるとのことですので、事務局お願いします。</p>
(情報公開課長)	<p>本日、皆さまの机の上に前回の会議要録(案)を置かせていただいております。</p> <p>会議要録(案)につきましては、皆さまに確認いただいた後、発言者氏名を削除したうえで、ホームページ等で公開させていただきます。</p> <p>修正等ございましたら、8月3日(水)までに事務局へご連絡いただければと存じます。</p> <p>以上、どうぞよろしく願いいたします。</p>
(委員長)	<p>それではこれより、本日の議事に入ります。はじめに「前回の論点整理と確認」についてです。</p> <p>事務局より資料の説明をお願いします。</p>
(情報公開課長)	<p>&lt;【資料1】【資料2】の説明&gt;</p>
(委員長)	<p>ただいま、事務局より資料1および資料2について説明がありました。</p> <p>これより本件についての質疑に入りたいと思います。ただいまの説明に</p>

	<p>ついて、ご意見、ご質問をお願いします。</p>
(委員)	<p>資料2の手数料に関する補足説明資料について、丁寧に作成いただき感謝申し上げます。</p> <p>資料を見て感じたことですが、要するに「送付に要する費用」は、国が示す「実費」には入るけれども、「手数料」とは別ということになるということになると思います。</p> <p>そうしますと、第1回委員会の際には、「実費」という言葉が国の法律と事務局の資料でそれぞれ使われていましたが、今回整理いただいた資料2では、「実費」という言葉は、あくまで国が示す定義に基づいて使うものとし、第1回委員会の事務局の資料にあるような「送付に要する費用」等については、紛らわしいので、「実費」という表現は今後使わないということだと理解しました。</p> <p>あくまで「実費」という言葉は、「国の示す定義としての実費」として使用していくということかと思えます。</p> <p>そのうえでお聞きしたいのですが、「写しの作成にかかる費用」については、国における運用では「規定なし」ということでした。</p> <p>その理由は、おそらく枚数が少ないということを前提に考えたのではないかという口頭でのご説明でした。しかし、写しの作成に係る費用は通常想定される費用なので、国でも議論をし、それなりの統一した解釈等を示しておくのが普通かと思えます。</p> <p>国のQ&amp;Aには、「コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することが可能」と書いてあるということでした。これが法律の正しい解釈なのかわかりませんが、この考えを前提とすると、「送付に要する費用」や「写しの作成にかかる費用」は、現行条例の第31条で定めているので、改正法の下でもこのままで良いということなのでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>委員のおっしゃる通りです。</p> <p>国にも改めてこういった表記や考え方で、費用を取ることは可能かを先日確認して、問題ないとの回答を得られております。</p>
(委員)	<p>わかりました。</p> <p>もう一点、形式的な点ですが、この資料には「送付に要する費用」、「写しの作成にかかる費用」、「振込手数料」については、「規則で規定」と書かれていますが、私が例規集を調べる限りでは、探しきれませんでした。</p> <p>規則の何条で規定しているのか教えていただけますでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>説明が不足で申し訳ありませんでしたが、現在の規則にはこれらについての規定はございません。</p> <p>今現在は、「規則で規定」と書かれている部分については、現行条例の31条で規定しておりますが、現行条例を全て廃止する関係がありますので、改めて規則で規定する予定でございます。</p>

	<p>規則名は未定ですけれども、その中で改めておっしゃっていただいた費用について定めるという整理にさせていただき予定でございます。</p>
(委員長)	<p>現行条例の第 31 条で、開示請求にかかる費用は無料とするが、写しの作成および送付に要する費用は請求者の負担とするという条文がございます。</p> <p>新しく条例を制定し直しますので、原則、開示請求にかかる手数料は無料とするところは、そのまま新しい条例に盛り込みますが、それ以外の送付とか写しの作成にかかる費用に関しては、条例よりも下位の法令である規則で定めるということになります。</p> <p>なぜ条例で全てを決めないで、規則に規定を分ける必要があるのかといえますと、条例というのは非常に手続きが厳格なので、時代のニーズに沿った改正が難しいということがあります。細かなことに関しては、むしろ規則に決めた方が、時代の変遷に合わせたルールの変更がしやすいということだと思います。</p> <p>そういったことが、規則に分ける趣旨ということで間違いないでしょうか。</p>
(情報公開課長)	はい。
(委員長)	<p>つまり、手数料を無料とする部分の原則は非常に重要なので、これは「条例」できっちりと決める、それ以外の部分に関しては、時代のニーズに応じて柔軟に対応するために「規則」で決めるという振り分けをしているのだらうと思います。</p> <p>他に何かご意見はございますか。</p>
(各委員)	(挙手なし)
(委員長)	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本件につきましては、委員からご指摘のあった点を前提として、事務局から提案のあったとおりとしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次の案件に移ります。(2)「報告書(案)」についてです。</p> <p>はじめに、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
(情報公開課長)	<【資料3-1】【資料3-2】の説明>
(委員長)	<p>それではこれより、本件についての質疑に入りたいと思いますが、(1)～(7)まであるので、私の方で区切って皆様の御質問を承りたいと思います。</p> <p>ではまず、(1)の開示手数料に関して、ご意見、ご質問をお願いします。</p>
(委員)	<p>細かなことで申し訳ないのですが、表記の揺れかもしれないので確認ということで申し上げます。</p> <p>3頁の(1)の1)現行条例の規定の項目では、「自己情報の開示等に要する費用」と記載されております。また、3)区が示す方向性の項目では、</p>

	<p>「開示等に要する費用」と記載されています。</p> <p>ところが、同じ項目の4頁の5行目には「開示請求に要する費用」と記載されており、以降も同様です。</p> <p>「等」が抜けていることの理由は何かあるのでしょうか。また、4頁の最初に出てくる部分は、現行条例を引いているので、「等」をつけた方が正確かと思いますがいかがでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>「等」の付け方については整理し、付けるところと付けないところを意図的に分けて記載しておりますが、ご指摘いただいた部分については、もう一度確認させていただきたいと思います。</p>
(委員長)	<p>「等」については「閲覧」等も含めるために、このような表記にしているということですかね。</p>
(事務局)	<p>ご指摘いただいた箇所については「等」を付けるのが正しいので、表記揺れについて修正させていただきます。</p> <p>「等」の意味については、「自己情報の開示」以外の請求を指します。</p> <p>例えば、数は非常に少ないのですが、自己情報の訂正請求や、外部提供・目的外利用の中止請求などがこれにあたります。</p>
(委員長)	<p>統一した方がいいですね。</p> <p>他にご意見はありますか。</p>
(委員)	<p>2点ありまして、1点目ですが、3頁の3)区が示す方向性のなかの第三段落の「一方で～」という文脈で、「特定者に対する個別行為であることを踏まえ、請求者の負担とする。」という文言があります。</p> <p>また、次の4頁でも同じ「特定者に対する個別行為であることから～」というフレーズが出てきます。</p> <p>文脈として、3頁では「特定者に対する個別行為であるから請求者負担」といっているのに対し、4頁では「特定者に対する個別行為であるから手数料を徴収することも可能だけれども無料にする」という記載になってしまっています。</p> <p>こだわるところではありませんが、この記載で大丈夫か確認したいです。</p> <p>もう一点は、4頁の4)の2つ目の意見の記載内容が、今日ご説明いただいた手数料の資料が正しいという前提に立つと、「実費」というのは国の運用で言えば、人件費や光熱費を含むということになってしまうので、複写・郵送料の負担という話が資料とずれてしまうというのが気になるところです。</p>
(情報公開課長)	<p>わかりました。</p> <p>1点目については、文脈が合うように委員長とも相談しながら修正したいと思います。</p> <p>2点目については、表記自体はこのまま生かさせていただきますが、本日の資料を踏まえたうえで加筆等わかるように変更させていただきたいと思</p>

	います。
(委員長)	<p>すみません、私も正確にご発言の趣旨を覚えているわけではないのですが、このご発言の意図としては、複写・郵送料だけでなく、それ以外についても負担をお願いしていいのではといった趣旨だったかと思います。</p> <p>実費の範囲内で手数料を納めることとされているから、複写・郵送料だけでなく、それ以外にかかった費用も受益者負担でいいのではという趣旨だったかと思いますので確認いただければと思います。</p> <p>ご発言の時点では、委員に「実費」の明確な定義をいただいていたので、括弧書き等で後ろに置いて、言葉を統一させるとご本人の意図が正確に伝わるのではと思います。</p> <p>他にご意見、ご質問はありますか。</p>
(各委員)	(挙手なし)
(委員長)	<p>それでは次に(2)と(3)について、行政機関等匿名加工情報の規定、条例要配慮個人情報規定について、現時点では法律の規程そのままとし、条例で特に決めなくていいのではというのが区の示す方向性ですが、これについてご意見、ご質問はございますか。</p>
(委員)	<p>内容に全く異存はありませんが、表記の仕方について、3)で区が示す方向性を示して、4)で当委員会での主な意見を示していますが、8頁には先ほどの4頁のように「◎が多数意見」といった表記がありません。</p> <p>通常読めば、区の示す方向性に特段異論や反論意見がなかったということが分かりますし、事務局としてそれでいいのであればいいと思うのですが、ある場所では◎を付けて多数意見と示しているのに対し、◎が無い項目もあるというのは、この項目についての多数意見は何だったのかと思わせてしまうのではないかと気になりました。</p>
(情報公開課長)	<p>意見があったかなかったかについてそのまま記載させていただいております。</p> <p>委員会は多様な意見を出していただく場ですので、どんな意見があったのかをそのまま記載しているということでございます。</p> <p>ただし、明らかに意見がわかれて決を採ったものに関しては、◎で多数意見として表記させていただいております。</p>
(委員長)	<p>私も実はその点について、事務局に今日確認したのですが、記載のルールとしては、意見が、反対意見も含めて非常に多数だったので、区が示す方向性でいいのかご意見を皆さんにお聞きして、私が決を採ったものに関しては、「◎多数意見」という形で入れたそうです。</p> <p>いろんな意見があっても、区が示す方向性でほぼいいといったニュアンスであった場合には、多数意見という記載はしなかったということです。</p> <p>これは口頭で説明してもいいと思いますが、できれば記載できた方がいいと思うので、口頭で説明するのか文書に入れるのかは事務局で検討してみてください。</p>

<p>(委員)</p>	<p>今のお話に関わることですが、当委員会での主な意見の表記については、委員長がおっしゃった内容を「当委員会での主な意見」に注釈をつけて、「～理由から、『◎』を付けている」といったような表記にするのはいかがでしょうか。</p> <p>また、この検討委員会の委員には法律の専門家ではない区民代表も含まれています。区民代表の委員は、区民の代表として、あくまで個人の感想として申し上げている部分もあります。</p> <p>この委員会は多様な区民の意見を代表する会という位置づけでもあるわけですから、当委員会での主な意見について、報告書全体を通しての注釈、断り書きを先程の◎を付ける理由等と一緒にまとめて記載していただくのが良いと思います。</p> <p>そうしておけば、区民代表である者も法律の専門家と一緒に参加して多様な意見を出し合って検討したということが分かりやすくなると思います。</p>
<p>(情報公開課長)</p>	<p>貴重なご意見をいただきました。</p> <p>今おっしゃられたことについて、どこかに説明等を入れられたらと思います。また、難しい言葉についても解説等をどこかの頁を使って追記できたらと思います。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>勝手なことを申し上げますが、もし書くとなると、3頁目の個別検討の次あたりに入れるか、あるいは、4頁目の「当委員会での主な意見（◎は多数意見）」というところに、例えば「◎は委員長が出席委員の決を採った場合における多数意見（以下同じ）」と入れるのが一般的かと思いますが、事務局で工夫していただいてわかりやすくなるように検討してみてください。</p>
<p>(委員)</p>	<p>「当委員会での主な意見」の位置づけが気になります。</p> <p>検討委員会からこの報告書を出して、それを全体の審議会で見たときに、この「当委員会での主な意見」がどのような扱いをされるのか、どういう位置づけのものなのかというのは、もう少し明確にさせていただいた方がいいと思います。</p> <p>審議会に、それぞれの委員の意見としてこんな意見がありましたということで参考意見として出しますという意味なのか、こういう意見があったのでこういう意見も含めて審議会で検討いただきたいということで出すのかが、よくわからないのですが、方向性と主な意見についての位置づけを明確にしてほしいと思います。</p>
<p>(委員長)</p>	<p>できるだけ明確な方がいいかなと思います。</p> <p>委員長が委員からの意見がたくさん出たので、出席委員の意見を聞くために決を採り、その中で多数意見だったものは「◎」がつくという趣旨を明確に書いた方がいいと思います。</p>

(委員)	<p>私自身も専門家では無いのですが、この委員会はいった区民委員が入って、色々な意見を出すということに意義を見出して、設置されているのだと思っています。</p> <p>区の方でいかなる意義を見出しているのかはわかりませんが、私はいろんな意見があるといいと思われていると思って参加させていただいております。</p> <p>もし、そのことを明記するチャンスがあるのであれば、やはり多様な意見を加味する意義があると区が考えるであるとか、そういった文言を報告書に加えることも検討してみただけならいいと思いました。</p>
(情報公開課長)	<p>区のコメントのようなものとして、いただいたご意見について報告書で触れられるかどうか検討させていただきます。</p>
(委員長)	<p>要は委員会の審議内容が、できるだけ忠実に示されている報告書が望ましいと思うので、いろんな表現の仕方があると思うのですが、できるだけ審議内容の雰囲気も含めて、文章として表現されるようなものが望ましいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>他に何かご意見ご質問はありませんでしょうか。</p>
(各委員)	(挙手無し)
(委員長)	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では次に(4)の不開示情報についてです。施行条例で調整規定は設けないという方向性で特に意見はありませんでしたが、意見が無かったので意見があるようでしたらぜひ今日お願いできればと思います。</p>
(各委員)	(挙手なし)
(委員長)	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では次に(5)の個人情報取扱事務登録ですが、区の方針としては個人情報ファイル簿のみによる運用が望ましいが、個人情報ファイル簿から漏れた情報についても、もちろん管理をきちんとして、チェック体制を整えていくというのが区の方針でした。これについてご意見、ご質問はありますか。</p>
(委員)	<p>11 頁の一番下の意見について、「事務局の案」とこの報告書に書いてあるので、この点をご検討いただいた方がいいかと思います。</p> <p>「区の示す方向性」に賛成という書きの方が良いと思います。</p>
(情報公開課長)	承知しました。
(委員長)	<p>言葉も一定のルールで使った方がいいと思いますので、同じような表現に一貫した方がいいと思います。</p> <p>他にご意見、ご質問ありますか。</p>
(事務局)	<p>個人情報取扱事務登録のところで、「今後の庁内チェック体制について別途提案してもらってはどうか」というご意見を委員の方からいただいております。</p> <p>今日ご提案できるように考えていたのですが、整理が間に合わなかった</p>

	<p>ので、次回以降の審議会の方でご提示させていただければと思いますので、その点ご了承いただければと思います。</p>
(委員長)	<p>他にご意見、ご質問ありませんでしょうか。</p>
(各委員)	<p>(挙手無し)</p>
(委員長)	<p>では次に(6)開示請求等の手続きについてご意見ご質問ありませんでしょうか。</p> <p>現状、開示請求については、15日、それ以外の請求については20日となっていますが、全てを15日とするという内容が区の示す方向性となります。</p>
(各委員)	<p>(挙手無し)</p>
(委員長)	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、次に(7)審議会の設置についてです。</p> <p>これは区の方向性としては、これまで審議会が果たしてきた役割に照らし、審議会に引き続き役割を担ってもらう必要があるが、改正法の趣旨を踏まえ、審議会の役割や委員構成については見直しの必要があるのではという内容でした。皆さんの意見も基本的には同様でありました。</p> <p>なにかご質問、ご意見ありますでしょうか。</p>
(委員)	<p>この審議会の役割や委員構成を変える場合には、来年の4月からということになると思いますが、それまでにこの項目について、審議会の中で審議をすることはあるのでしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>あとで今後のスケジュールをご説明する中でお話をしようかと思っておりますが、区としての最終的な考え方について審議会にお諮りする機会は設ける予定でございます。</p>
(委員長)	<p>15頁の下から2つの意見のところに皆さんの意見を盛り込んでいます。</p> <p>そういう趣旨を踏まえて、今後、審議会の役割や委員構成について、見直す際の検討材料にしてほしいという趣旨は出ているかと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
(委員)	<p>趣旨は分かりましたが、この問題について、審議会の中で検討する機会があるのかが、私がお聞きしたかったことです。</p> <p>見逃しておりましたが、スケジュールのところを見ると、入っているということですね。</p>
(委員長)	<p>検討委員会で検討することは審議会の存置がメインだったので、中身についての議論というのはあまりしてこなかったと思います。</p> <p>また、「主な意見」というのは当然ながら、こういった意見を尊重してくださいという意味になりますので、検討の材料になると解釈いただいて良いと思っています。</p>
(情報公開課長)	<p>後日、答申として、お答えをいただく機会を設ける予定です。</p> <p>また、意見については尊重させていただきますが、最終的には区が責任をもって判断するということになります。その点についてはご理解いただ</p>

	けたらと思います。
(委員長)	条例で規定するか規則で規定するかということも含めて、今後検討されるのですか。
(情報公開課長)	正式には決まっていますが、現在は審議会条例がございますので、条例の一部改正になると考えております。
(委員)	事務局に確認させていただきたいのですが、この報告書の使い方について教えていただけますでしょうか。 例えば今後、審議会に報告する際や、パブリックコメントを行う際に、この報告書自体も参考資料として一般の区民の方の閲覧ができるようになるのでしょうか。
(情報公開課長)	この報告書は、あくまでも審議会の小委員会での検討結果として、8月の審議会での検討結果の資料として使わせていただく予定です。 全員揃ったところで改めて確認をしていただく際の資料という役割でございます。 なお、パブリックコメント等で使う予定はございません。ただ、小委員会の資料としてホームページにはアップされますし、現在も資料として公開中です。
(委員)	わかりました。 報告書ですが、色々と皆さんの議論を聞いていて、検討委員会がどういった結論を導き出したかということを明確に記載する必要があるのかなという風に思っています。 現在の報告書を見ますと、区が示す方向性の次に当委員会での主な意見という形での整理になっていて、区が示す方向性に対して最終的に委員会がどのような結論を出したのかということが、区民の方が見たときにわかりにくいのかなと思いました。 結果的に区が示す方向性が、全て委員会でも多数意見ということになったので、それはそれで内容的にはわかるかと思うのですが、明確に委員会がどのような結論を出したのかということは、補記をしていただけたらありがたいと思います。
(情報公開課長)	先ほどの他の方のご意見でもありましたとおり、当委員会での主な意見の位置づけですね。 これについては先ほどの意見も考慮して整理させていただきたいと思えます。 ただ、前回の第3回委員会での意見をいただいた中で、当委員会での決定事項というニュアンスから、多様な意見があったことをお示しするレベルに記載内容を変更させていただいたので、当委員会はそういった位置づけであると思っていただけたらと思います。 改めて、審議会の中で今まで当委員会で検討いただいたことについてご意見をいただくということにさせていただきたいと思っております。

(委員長)	<p>他にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは本件については、今日皆さんからいただいたご意見を踏まえて、事務局から提案のあった内容を、当委員会として承認するというこゝとしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次の案件に移ります。</p> <p>(3) 条例制定までのスケジュールについてです。</p> <p>事務局より資料の説明をお願いします。</p>
(情報公開課長)	<p>&lt;【資料4】の説明&gt;</p>
(委員長)	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。</p> <p>私の理解したところだと、骨子案というのがたたき台みたいなもので、たたき台に対して、区民の方から意見をパブリックコメント、あるいは審議会からの答申として踏まえた上で、施行条例の案を作って、議会で正式に議決していただくというような順番になるわけですね。</p> <p>また、施行条例については(案)となっていて、審議会条例は(改正案)となっています。</p> <p>これは施行条例については、現条例を全廃して、新しい条例を作るので改正ではなく新条例なので「案」としており、審議会条例の方は現行条例を改正するから改正案ということですね。</p>
(情報公開課長)	<p>おっしゃる通りでございます。</p>
(委員)	<p>パブリックコメントを行った後の結果ですが、これはホームページや広報で閲覧することは可能でしょうか。</p>
(情報公開課長)	<p>おそらく委員の皆様には正式なパブリックコメントの回答ではなく案になってしまうかもしれませんが、11月の中旬の審議会でお配りできるかと思ひます。</p> <p>また、議会での報告が終わり次第、区のホームページ等でパブリックコメントに寄せられた意見と回答を公開できる予定でございます。</p>
(委員)	<p>参考までに教えていただきたいのですが、議会については独自に条例を設けることになっていて、議長が必要と認めれば有識者による審議会を設置できることになっているわけですが、今回のスケジュールとの関係で、議会も似たようなプロセス、手順で進めるのかと思ひます。</p> <p>現在は、議会に関することも審議会条例の対象になっていて、審議会の審議事項にもなっているわけですが、今回の新しい制度の下では、議会との関係ではどうなりそうか現時点における見通しを差支えなければ教えていただけますでしょうか。</p>
(事務局)	<p>今ご質問のあった件について、現時点ではっきりわかっていることは、改正個人情報保護法およびその施行条例は議会が対象外であるということです。ですので、議会は別途、規律を設けなければいけないということになります。</p> <p>そのうえで、仮に議会の関係で審議会に諮問すべき案件が発生した際</p>

	<p>に、現状では審議会の対象にしておりましたが、この扱いが今後どうなるのかというご質問だと理解しております。</p> <p>個人情報保護委員会からは、現在運営している審議会の中で、議会の案件についても、条例は別であるけれども所掌事項に含めることは許容されるという返事はもらっております。</p> <p>しかし、他の区の担当者と議論していく中で、この点が法律的に問題ないかをもう少し考慮した方がいいということになっておまして、私共もまだ調べている最中です。申し訳ございませんが、現時点でお示しできることはありません。</p>
(委員長)	他に何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。
(各委員)	(挙手無し)
(委員長)	<p>それでは、検討委員会としてはこの報告書について、本日の議論を踏まえて最終案を作成することになります。</p> <p>報告書の中身については、委員会で審議したことで、簡単に修正することはできませんが、文章表現や誤記、その他については、気づいたことがありましたら、皆さんにご指摘いただいた方がいいと思いますので、今後持ち帰っていただいて気づいたこと等ありましたら、遠慮なくおっしゃってください。</p> <p>以上で本日の案件を終了いたします。</p> <p>最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。</p>
(情報公開課長)	<p>本検討委員会につきましては、色々と議事を設けさせていただきましたが、本日を最終回とさせていただきます。</p> <p>4回という短期間での検討となりましたが、委員長をはじめ、委員の皆さまには、貴重なご意見をいただき真にありがとうございます。</p> <p>皆さまよりいただいたご意見を踏まえ、報告書を完成し、条例骨子案の作成に着手したいと考えております。</p> <p>骨子案等につきましては、審議会にご報告させていただきますので、引き続き皆さまのご意見を賜りたいと思いますので、お願い申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
(委員長)	<p>以上で、本日の委員会を終了いたします。皆様、たいへんお疲れ様でございました。</p> <p>引き続き、ご指摘の点ありましたら遠慮なくおっしゃってください。ありがとうございました。</p>